

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人定款細則第34条項に基づき、当法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局長、事務局次長、事務局員をもって事務局を組織する。

- 2 事務局長は、原則として毎月2回、事務局会議を招集する。
- 3 事務局長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 事務局長は、職務上の必要に応じて事務局員以外の者を事務局会議に陪席させることができる。

(事務局長等の選任)

第3条 事務局長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 事務局次長、事務局員は、事務局長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。
- 3 事務局の任務執行のために必要と認めた場合、事務局長は事務局補佐者および事務局補助者を事務局会議に諮ってこれを選任する。任期は1年とし再任は妨げない。

(任務)

第4条 事務局の任務は以下のとおりとする。

- 1 当法人事務所の維持管理に関すること
- 2 理事会決議の執行に関すること
- 3 当法人の財産及び委託された財産管理に関すること
- 4 当法人の会計事務に関すること
- 5 当法人の税務及び職員やパート職員俸給に関する事務に関すること
- 6 当法人事務所に備え置く文書の整備、その他重要書類の管理に関すること
- 7 理事会の事務に関すること
- 8 運営委員会の事務に関すること
- 9 理事会及び各委員会との連絡及び調整に関すること
- 10 当法人に関係ある情報の収集及び伝達に関すること

(事務局長等の任務)

第5条 事務局長は、事務局を統括する。

- 2 事務局次長、事務局員は、定められた分掌事務を執行する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)